

租 稅 法

講 評 (第1問・第2問)

本試験、お疲れ様でした。今回（令和7年度）の本試験の出題形式は、前回（令和6年度）と変わりがなかったので、受験生も戸惑いは感じなかつたかもしれません。ただ、実際に問題を解こうとすると、理論や計算・法人税は、時間があったとしても、対応が難しい問題がありました。ここ数年で試験委員も入れ替わり、全体に「出題範囲の要旨」に記されている「（法人税・所得税・消費税の）構造的理解を問う基礎的出題」をしようという意図を少し感じます。今後の租税法は、この形式が続く可能性が高いです。各税目に偏りがない対策が必要です。

【理論】やや難（目標素点 17点/40点）

講義の中でも、折に触れお話ししていますが、租税法の理論では「取扱いの対比」を意識した問題が出題されます。今年は、その傾向が顕著だったと思われます（問題1では、非適格SOの法人側と個人側の取扱いの対比、課税売上の返還と免税売上高の返還の取扱いの対比、債権放棄（債務免除）の債権者と債務者の取扱いの対比、問題2では、リース譲渡（延払基準）の法人税と消費税の取扱いの対比が出題）。

一見、簡単に見えてても、条文を過不足なく指摘するのが難しい問題が多かったです。知らない条文もあったと思います（施行令や判例の知識があれば、連想できたものもあります。ただ、会計士の試験対策講座ではカバーするのは難しいです）。そのため、どの受験生も思った程、点数が取れていないと思われます。得点分布は集中するでしょう（団子レース状態）。問題2のリース譲渡（延払基準）は得点できなくとも仕方ありません。

【計算・法人税】やや難（目標素点 問題1・2 13点/30点）

昨年同様、別表一・四・五が問われました。LECの受講生からは、難しいという声が多かったです。ただ、Aランクの問題の確度が高ければ、勝負になるでしょう。

【計算・所得税】普通（目標素点 問題3 6点/14点）

Aランク（各種所得の金額の計算）の問題の確度が高ければ、勝負になるでしょう。

【計算・消費税】易（目標素点 問題4・5 7点/16点）

今回は、計算・消費税の出来・不出来が合否に直結するかもしれません。

第1問 答案用紙<1>
(租 稅 法)

問題1

問1 (4行/79字)

Pの令和6年分の総所得金額に算入すべき金額は、Pの令和6年分の給与所得の金額2,005万円である（所得税法22条2項一号、28条2項、同条3項五号、36条1項、同条2項）。

問2 (4行/137字)

A社は、Pの給与等課税事由が生じた令和6事業年度に、新株予約権付与時の時価1,000万円の役務の提供を受けたものとする（法人税法54条の2第1項二号）。同法34条1項二号に規定する事前確定届出給与として届出ている場合、同額は、A社の同事業年度の損金の額に算入される（同法22条3項二号）。

問3 (4行/131字)

B社に対する返還は、国内における課税資産の譲渡等に係る対価の返還であるため、返還した金額に係る消費税額を、A社の令和6課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する。C社に対する返還は、輸出免税売上に係る対価の返還であるため、控除されない（消費税法38条1項）。

問4 (4行/106字)

A社において、債権の切捨て額450万円は、損失の額として、A社の令和6事業年度の損金の額に算入される（法人税法22条3項三号）。D社において、債務の免除額450万円は、収益の額として、D社の益金の額にされる（同法22条2項）。

第1問 答案用紙<2>

(租 税 法)

問題2

番号	○×欄	記述欄
①	×	C社から受領した3億9,000万円が、B社の令和5事業年度の益金の額に算入される（法人税法63条1項、64条の2第3項）。
②	○	消費税法16条1項
③	×	A社が保有するB社株式は、非支配目的株式等に該当する（法人税法23条6項）。よって、配当等の額の20%相当額である200万円が、益金の額に算入されない（同条1項）。
④	○	所得税法161条1項九号、212条1項、213条1項一号
⑤	○	法人税法22条3項二号、同条4項、55条1項

第2問 答案用紙<1>
(租 稅 法)

問題1

〔問〕 1.

(租税公課に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
〔資料〕 4. (2)について	, ,	13,201,900
〔資料〕 4. (3)及び(5)について	102,734,160	, ,
〔資料〕 4. (6)について	, 252,000	, ,

(受取配当等及び預金利子に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
〔資料〕 5. について	, ,	4,910,000

(固定資産に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
〔資料〕 6. について	8,800,000	, ,

(退職給付引当金に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
〔資料〕 7. について	, ,	66,400,000

(資産除去債務に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
〔資料〕 8. について	, ,	2,560,000

(交際費等に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
〔資料〕 9. について	7,275,000	, ,

第2問 答案用紙<2>

(租 税 法)

(貸倒れに関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 10. について	,	2,000,000

[問] 2.

①	法人税額	78,193,512
②	差引確定法人税額	34,966,300

[問] 3.

①	退職給付に係る信託財産	300,000,000
②	資産除去債務	32,756,000

問題2

[問]

(固定資産に関する申告調整)

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 1. について	,	7,301,640

(寄附金に関する申告調整)

[資料] 2. について	7,187,500	,
--------------	-----------	---

第2問 答案用紙<3>
(租 稅 法)

問題3

(単位:円)

[問] 1. (1)事業所得の金額

1,160,000

(2)総合課税の配当所得の金額

,250,000

(3)総合課税の譲渡所得の金額

△,250,000

(4)一時所得の金額

,440,000

[問] 2. 損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額

8,144,000

[問] 3. (1)雑損控除の金額

2,050,000

(2)社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、医療費控除の合計金額

2,264,800

第2問 答案用紙<4>

(租 税 法)

問題4**[問]**

(1)課税標準額に対する消費税額

, 157,723,722

(2)課税売上割合の計算式の分子の金額

2,605,297,600

(3)課税売上割合の計算式の分母の金額

2,629,717,600

(4)課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

, 156,015,834

(5)一括比例配分方式による控除対象仕入税額

, 148,215,042

(6)個別対応方式による控除対象仕入税額

, 155,766,468

問題5**[問]** 1. 消費税の納税義務の有無の判定

基準

期間における課税売上高が

, 10,890,000

円であるため、

課税事業者である。

[問] 2. 仕入控除税額に加算する消費税額

, 9,360,000

第1問 解説

問題1 (理論・4行記述問題)

	内 容	ランク	正答可能性	備 考
問1	総所得金額・ストックオプションによる 経済的利益 (所得税)	A	4点/5点	所法 22②一 所法 28②・③五 所法 36①②
問2	新株予約権を対価とする費用の 帰属事業年度の特例等 (法人税)	B	3点/5点	法法 54 の 2①二 法法 22③二
問3	売上げに係る対価の返還等をした場合の 消費税額の控除 (消費税)	A	5点/5点	消法 38①
問4	貸倒損失・債務免除益 (法人税)	B	3点/5点	法法 22③三 法法 22② (法法 59②一)
		合計	15点/20点	15点×補正 70% =10~11点

問1 総所得金額・ストックオプションによる経済的利益（所得税）

取扱い	Pの令和6年分の総所得金額に算入すべき金額は、給与所得の金額2,005万円となる…②
条文	所法22②一 課税標準（総所得金額の意義）…① 所法28② 納付所得の金額 同条③五 納付所得控除額…① 所法36① 収入金額 同条② 金銭以外のものによる収入の評価…①

論点	取扱い	条文※
総所得金額・ストックオプションによる経済的利益（事実①）	<p>(総所得金額) 総所得金額は、次に掲げる金額の合計額（純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。</p> <p>一 利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（これらの金額につき損益通算の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額</p> <p>二 譲渡所得の金額及び一時所得の金額の合計額の2分の1に相当する金額</p> <p>(給与所得の金額) 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。</p> <p>(給与所得控除額) 前項（所法28②）に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>五 前項に規定する収入金額が850万円を超える場合 195万円</p> <p>(金銭以外のものによる収入の評価) 前項（所法36①）の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。</p>	所法22②一 所法28② 所法28③五 所法36①② (所令84③)

<本問の給与所得の金額の計算>

- (1) 収入金額 $100\text{万円} \times 12 + (2\text{万円} - 1\text{万円}) \times 1,000\text{株}$ (所法36②、所令84③) = 22,000,000円
- (2) 納付所得控除額 1,950,000円 所法28③五
- (3) (1)-(2)=20,050,000円 所法28②

<参考> 株式等を取得する権利の価額等（法令84③）

会社法のストック・オプションに係る新株予約権の決議により株式等を取得する権利で当該譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合（株主等として与えられた場合は除かれる。）における収入金額に算入する経済的利益の価額については、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日において、次のように権利の価額（経済的利益）を算定する。

新株予約権の行使により取得した株式のその行使の日における価額

- (その新株予約権の行使に係るその新株予約権の取得価額+その行使に際し払い込むべき額)

問2 新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等（法人税）

取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・A社は、Pの給与等課税事由が生じた令和6事業年度に、 新株予約権付与時の時価1,000万円の役務の提供を受けたものとする … ② ・同法34条1項二号に規定する事前確定届出給与として届出している場合、 同額は、A社の同事業年度の損金の額に算入される … ①
条文	法法54の2①二 新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等 … ① 法法22③二 所得金額計算の通則（損金の額・費用の額）…①

論点	取扱い	条文※
新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等（事実①）	<p>（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等） 内国法人が個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につき特定新株予約権が交付されたときは、当該個人において当該役務の提供につき所得税法の規定により当該個人の給与所得その他の所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由（次項において「給与等課税事由」という。）が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。</p> <p>一 当該譲渡制限付新株予約権と引換えにする払込みに代えて当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権をもつて相殺されること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該譲渡制限付新株予約権が実質的に当該役務の提供の対価と認められるものであること。</p> <p>（所得金額の計算の通則） 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額</p>	法法54の2①二 法法22③二

<法人税法上、役員報酬として損金算入する時期と金額>

法人税法では、ストックオプション（新株予約権）に係る費用の額を損金算入する時期について、所得税において給与所得が課税される時期（給与等課税事由が生じた日）に合わせているが、金額については所得税に合わせていない。

給与所得に係る収入金額とされる金額 (所得税法)	権利行使時の株式の時価から権利行使価額を控除した金額 (所令84③)
役員報酬として損金算入する金額 (法人税法)	(特定新株予約権の交付が正常な取引条件で行われた場合) 当該特定新株予約権の交付された時の価額（法令111の3③）

問3 売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除（消費税）

取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・B社に対する返還（国内売上に対するもの） 売上げに係る対価の返還等の控除の規定の適用あり → 課税標準額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額を控除する … ② ・C社に対する返還（輸出免税売上に対するもの） 売上げに係る対価の返還等の控除の規定の適用なし → 控除なし … ①
条文	消法38① 売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除 … ② (消法7① 輸出免税等)

論点	取扱い	条文※
売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除（事実②）	<p>（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除） 事業者（免除事業者を除く。）が、<u>国内において行つた課税資産の譲渡等（第7条第1項、第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）につき</u>、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額と当該対価の額に100分の10（軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、100分の8）を乗じて算出した金額との合計額（以下「税込価額」という。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第4項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。）をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間において行つた売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に110分の7.8（軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分の6.24）を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。</p>	消法38①

▼類題 令和1年本試験、25論ゲレ6回

問4 貸倒損失・債務免除益（法人税）

取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・A社における債権の切捨て額 損失の額として、A社の損金の額に算入される。…② ・D社における債務の免除額 収益の額として、D社の益金の額にされる。…① ・(なお、D社は、同法59条2項一号の適用の余地がある。)
条文	法法22③三 所得金額計算の通則（損金の額・損失の額）…① 法法22② 所得金額計算の通則（収益の額）…①

論点	取扱い	条文※
貸倒損失・債務免除益（事実③）	<p>(所得金額の計算の通則・損金の額) 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。</p> <p>三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの</p> <p>(所得金額の計算の通則・益金の額) 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。</p>	法法22③三 法法22②

(参考) 法法59②一 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入

内国法人について再生手続開始の決定があり、又は内国法人に第25条第3項若しくは第33条第4項に規定する政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が第25条第3項又は第33条第4項の規定の適用を受けるときは、適用年度前の各事業年度において生じた欠損金額で政令で定めるものに相当する金額のうち次に掲げる金額の合計額に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該再生手続開始の決定があつた時又は当該政令で定める事実が生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者から当該債権につき債務の免除を受けた場合（当該債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときを含む。）におけるその債務の免除を受けた金額（当該利益の額を含む。）

問題2 (理論・正誤問題)

	内 容	ランク	正答可能性	備 考
①	リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度 (法人税)	C	2点/4点	法法 63① 法法 64の2③
②	リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例 (消費税)	D	1点/4点	消法 16①
③	受取配当等の益金不算入 (法人税)	A	4点/4点	法法 23① 法法 23⑥
④	非居住者等に対する源泉徴収・税率 (所得税)	B	2点/4点	所法 161①九 所法 212① 所法 213①一
⑤	架空の経費及び脱税工作費用 (法人税)	B	2点/4点	法法 22③二、④ 法法 55①
		合計	11点/20点	11点×補正70% =7~8点

① リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度（法人税）

正 誤	×	3億9,000万円が、B社の令和6事業年度の益金の額に算入される。	} ②
取扱い			
条 文	法法63① リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度 … ① 法法64の2③ リース取引の意義 … ①		

<リース賃貸人の処理（法人税）>（旧法）

リース譲渡（リース取引の貸手側）の場合、次の4つの処理方法が選択できる。

原 則	引渡基準	法法22②③	法法22の2①
特例 1	延払基準（原則）	法法63①	法令124①一
特例 2	延払基準（リース譲渡の原則）	法法63①	法令124①二
特例 3	リース譲渡の特例	法法63②	法令124③

税務では、原則は引渡基準とされるが、「延払基準による会計処理をした場合はそれを認める。」というスタンスである。

<延払基準（原則）>

延払基準による収益の額・費用の額は、次のとおり計算する。

イ 収益の額	対価の額 × 賦払金割合(※)
ロ 費用の額	(原価の額+販売手数料等) × 賦払金割合(※)
ハ 税務上の延払利益	イ-ロ=×××

(※) 賦払金割合

$$\frac{\text{左の金額のうち、}}{\text{当期中に支払期日の到来する金額 (B)}} - \frac{\text{前期以前に支払を受けた金額 (C)}}{\text{}} + \frac{\text{翌期以後において支払期日の到来するものうち、当期中に支払を受けた金額 (D)}}{\text{}}$$

リース譲渡の対価の額 (A)

本問における税務上の延払基準による「収益の額」は、次のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \text{対価 } 36 \text{ 億円 (A)} \times & \frac{\text{当期期到来分 (B) } 3\text{億6,000万円} - \text{既受領分 (C)} + \text{当期受領分 (D) } 3,000\text{万円}}{\text{対価 (A) } 36\text{億円}} \\ = & 3\text{億9,000万円} \end{aligned}$$

② リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（消費税）

正 誤 取扱い	<input type="radio"/> … ②
条 文	消法 16① リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例 … ②

<リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例>

消費税法では、リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例について次のように定めている。

(適用要件)

- イ 事業者が、所法 65①又は法法 63①に規定するリース譲渡に該当する資産の譲渡等を行ったこと。
ロ 所法 65①又は法法 63①に規定する延払基準の適用を受けるため、リース譲渡に係る対価の額につき、これらの規定に定める延払基準の方法により経理することとしていること。

(取扱い)

リース譲渡をした課税期間において支払期日が到来しない賦払金（その課税期間において支払を受けたものを除く。）に係る部分については、その課税期間において資産の譲渡等を行わなかったものとみなして、その部分に係る対価の額をその課税期間における課税売上げの額に含めることができる。

本問の 3,000 万円は、当課税期間に支払を受けたものであるため、資産の譲渡等を行わなかったものとみなすことはできない（課税売上げの額に含める）。

③ 受取配当等の益金不算入（法人税）

正 誤 取扱い	× A社が保有するB社株式は、非支配目的株式等に該当する。 よって、配当等の額の20%相当額である200万円が、益金の額に算入されない。	…②
条 文	法法 23① 受取配当等の益金不算入 … ① 法法 23⑥ 非支配目的株式等の意義 … ①	

▼類題 平成 25 年本試験、理論（法）理解度チェック 問題 4-5

④ 非居住者等に対する源泉徴収・税率（所得税）

正 誤 取扱い	<input type="radio"/> … ①
条 文	<p>所法 161① 国内源泉所得 九 配当等 … ①</p> <p>所法 212① 非居住者又は外国法人の所得に係る源泉徴収義務 … ①</p> <p>所法 213① 徴収税額 一 所法 212①に規定する国内源泉所得 税率 20%を乗じて計算した金額 … ①</p>

▼類題 理論（所）理解度チェック 問題 8-2④

対象となる国内源泉所得 (所法 161①)	<p>この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>九 第 24 条第 1 項（配当所得）に規定する配当等のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 内国法人から受ける第 24 条第 1 項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息</p> <p>ロ 国内にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配</p>
↓	
源泉徴収義務 (所法 212①)	非居住者に対し国内において <u>第 161 条第 1 項第四号から第十六号まで（国内源泉所得）</u> に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。）の支払をする者（中略）は、その支払の際、これらの国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを国に納付しなければならない。
徴収税額 (所法 213①)	<p>前条第 1 項（所法 212①）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 前条第 1 項に規定する国内源泉所得（次号及び第三号に掲げるものを除く。） その金額（次に掲げる国内源泉所得については、それぞれ次に定める金額） に <u>100 分の 20 の税率を乗じて計算した金額</u></p> <p>イ 第 161 条第 1 項第十二号ロ（国内源泉所得）に掲げる年金 （略）</p> <p>ロ 第 161 条第 1 項第十三号に掲げる賞金 （略）</p> <p>ハ 第 161 条第 1 項第十四号に掲げる年金 （略）</p> <p>二 第 161 条第 1 項第五号に掲げる国内源泉所得 その金額に 100 分の 10 の税率を乗じて計算した金額</p> <p>三 第 161 条第 1 項第八号及び第十五号に掲げる国内源泉所得 その金額に 100 分の 15 の税率を乗じて計算した金額</p>

非居住者の源泉徴収については、まず、所法 161①の国内源泉所得の何号の所得かを指摘すること。

その上で、源泉徴収義務（所法 212）及び徴収税額（所法 213）に言及する。

⑤ 隠蔽仮装行為に要する費用等の損金不算入（法人税）

正 誤 取扱い	<input type="radio"/> ②
条 文	法法 22③二 損金の額（費用の額） ④ 公正処理基準 } … ① 法法 55 不正行為等に係る費用等 ① 隠蔽仮装行為に要する費用の損金不算入 … ①

▼類題 平成 26 年本試験、25 グレ答 5 回、理論・理解度チェック 3-2④など

現行法では、架空費用の損金不算入の根拠は法法 22③、Qに対する手数料（脱税工作費用）の損金不算入の根拠は法法 55①となる。

最高裁判例（平成 6 年 9 月 16 日第三小法廷決定）

架空経費（費用）を計上するために、協力をしてもらった者に支払った手数料（脱税工作費）

架空の経費を計上して所得を秘匿することは、事実に反する会計処理であり、公正処理基準に照らして否定されるべきものであるところ、右手数料は、架空の経費を計上するという会計処理に協力したことに対する対価として支出されたものであって、公正処理基準に反する処理により法人税を免れるための費用というべきであるから、このような支出を費用又は損失として損金の額に算入する会計処理もまた、公正処理基準に従つたものであるということはできないと解するのが相当である。

→ この判例が示された当時は、架空経費（費用）も脱税工作費も「公正処理基準に反する処理」として損金不算入と整理されていた。その後、平成 18 年に現在の法法 55 が創設されたことにより、脱税工作費は法法 55①に該当することとなった（架空経費（費用）は「公正処理基準に反する処理」のまま）

<不正行為等に係る費用等>

法人の費用又は損失のうち次に掲げるものには、損金不算入とされる。

条文	内 容
55①	隠蔽仮装行為に要する費用等
55②	法人税以外の租税についての準用
55③	証拠書類のない簿外経費
55④	国税に係る延滞税等 一号 国税に係る延滞税等 二号 地方税法の規定による延滞金等 三号 上記に準ずるもの
55⑤	罰科金等の損金不算入 一号 罰金及び料金並びに過料 二号 国民生活安定緊急措置法の課徴金及び延滞金 三号 独占禁止法の課徴金及び延滞金 四号 金融商品取引法の課徴金及び延滞金 五号 公認会計士法の課徴金及び延滞金 六号 不当景品類及び不当表示防止法の課徴金及び延滞金 七号 医薬品医療機器等法の課徴金及び延滞金
55⑥	賄賂又は不正競争防止法に規定する経済的利益に相当する費用等

第2問 解説

問題1 法人税

[問]1.

内 容	ランク	備 考
(租税公課に関する申告調整) [資料] 4.(2)について [資料] 4.(3)及び(5)について [資料] 4.(6)について	A A A	納税充当金から支出した事業税等 損金経理法人税・住民税 損金経理納税充当金・同取崩 損金経理延滞税・過怠税・罰金等
(受取配当等及び預金利子に関する申告調整) [資料] 5.について	A	完全・関係・非支配
(固定資産に関する申告調整) [資料] 6.について	B	土地とともに取得した建物を取り壊した場合・固定資産税精算金・取得価額に算入しないことができる費用等
(退職給付引当金に関する申告調整) [資料] 7.について	C	発生・支払・信託設定益の調整
(資産除去債務に関する申告調整) [資料] 8.について	B	発生時・退去時
(交際費等に関する申告調整) [資料] 9.について	A	社外飲食・社内飲食・落成式 ゴルフ・従業員慰安など
(貸倒れに関する申告調整) [資料] 10.について	A	法律上の貸倒れ・貸倒引当金

[問]2.

内 容	ランク	備 考
① 法人税額	A	大法人
② 差引確定法人税額	A	控除所得税

[問]3.

内 容	ランク	備 考
① 退職給付に係る信託財産	C	信託財産(有価証券)
② 資産除去債務	B	

A…8か所・B…3か所・C…2か所 計13か所(×各2点=26点)

(全般的な事項及び注意事項)

青色申告法人・非同族会社・大法人 (資本金の額 500,000,000 円)

[問] 1.

(租税公課に関する申告調整)

(単位: 円)

計算過程	ランク	解 答
<p>[資料] 4.(2)について</p> <p>納税充当金から支出した事業税等</p> <p>取崩額 76,116,000 - (法人税等 57,234,100 + 住民税 5,680,000)</p> <p>= 13,201,900 (減・留)</p>	A	13,201,900 (減)
<p>[資料] 4.(3)及び(5)について</p> <p>① 損金経理法人税 中間 46,980,400 (加・留)</p> <p>② 損金経理住民税 中間 4,672,100 (加・留)</p> <p>③ 損金経理納税充当金 期末見積 114,243,760 (加・留)</p> <p>④ 納税充当金取崩</p> <p>期末振替 63,162,100 + 673,860 = 63,835,960 (減・留)</p> <p>⑤ 控除所得税額 673,860 (加・社)</p> <p>⑥ ①+②+③-④+⑤=102,734,160 (加)</p>	A	102,734,160 (加)
<p>[資料] 4.(6)について</p> <p>① 損金経理延滞税等 延滞税・期限後延滞金 12,000 (加・社)</p> <p>② 損金経理過怠税 210,000 (加・社)</p> <p>③ 損金経理罰金等 30,000 (加・社)</p> <p>④ ①～③の計=252,000 (加)</p>	A	252,000 (加)

(受取配当等及び預金利子に関する申告調整)

(単位: 円)

計算過程	ランク	解 答
<p>[資料] 5.について</p> <p>(1) 完全子法人株式等 A社株式 3,000,000</p> <p>(2) 関係法人株式等</p> <p>C社株式 1,800,000 - 50,000 ≈ 1,750,000</p> <p>※ 利子相当額</p> <p>1,800,000 × 4% = 72,000</p> <p>500,000 × 10% = 50,000</p> <p>∴ 小 50,000</p> <p>(3) 非支配目的株式等 B社株式 800,000 × 20% = 160,000</p> <p>(4) (1)～(3)の計=4,910,000 (減・※)</p>	A	4,910,000 (減)

(注 1) 関連法人株式等、非支配目的株式等に該当するかどうかの判定基準

内国法人及びその内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を含む持株比率により判定する。

(注 2) 特定株式投資信託以外の投資信託

受取配当等の益金不算入の適用なし

(固定資産に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
[資料] 6.について 土地取得価額計上漏れ 固定資産税精算金 300,000 + 建物取得価額 5,500,000 + 取壊費用 3,000,000 = 8,800,000 (加・留)	B	8,800,000 (加)

(注1) 取得価額に含めないことができる付随費用（法基通7-3-3の2）

不動産取得税、登録免許税その他登記のために要する費用、契約書に貼付する印紙代は、取得価額に含めないことができる。

(注2) 固定資産税精算金（又は清算金）未経過固定資産税

その年の固定資産税を、購入後の所有日数分だけ買主が負担するもの。買主は、固定資産税精算金（清算金）を売主に支払い、売主と固定資産税の負担を分担する。買主が売主に支払った金額は、買主が購入した不動産の取得価額に含まれる。

(注3) 土地とともに取得した建物を取り壊した場合の土地の取得価額（法基通7-3-6）

法人が建物の敷地を建物とともに取得した場合または自社の土地の上にある借地人の建物を取得した場合で、その取得後おおむね1年以内にその建物の取壊しに着手するなど、初めからその建物を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかな場合には、その建物の取壊しのときの帳簿価額と取壊費用の合計額（廃材の処分によって得た金額があるときは、それを控除した金額）は、その土地の取得価額に算入する。

(退職給付引当金に関する申告調整)

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
[資料] 7.について (1) 退職給付費用否認 28,600,000 (加・留) (2) 退職給付引当金認容 15,000,000 (減・留) (3) 退職給付信託の設定 信託設定益益金不算入 80,000,000 (減・留) (4) 解答欄 減算 (2)+(3)-(1)=66,400,000 (減)	C	66,400,000 (減)

(注) 税務上の修正仕訳（国税庁 退職給付会計に係る税務上の取扱いについて）

(1) 退職給付費用の発生

(借方) 退職給付引当金 28,600,000 (貸方) 退職給付費用否認 28,600,000

(2) 退職金の支給

(借方) 退職給付引当金認容 15,000,000 (貸方) 退職給付引当金 15,000,000

(3) 退職給付信託の設定

(借方) 信託財産（有価証券） 380,000,000 (貸方) 退職給付引当金 380,000,000

(借方) 信託設定益益金不算入 80,000,000 (貸方) 信託財産（有価証券） 80,000,000

別表五 (一) I 利益積立金額

区分	①期首	②減	③増	④翌期首
退職給付引当金	586,600,000	15,000,000 380,000,000	28,600,000	220,200,000
退職給付に係る 信託財産 (有価証券)	0	80,000,000	380,000,000	300,000,000

(資産除去債務に関する申告調整)

(単位:円)

計算過程	ランク	解 答
<p>[資料] 8.について</p> <p>(1) 大阪営業所・建物退去 資産除去債務認容 3,200,000 (減・留)</p> <p>(2) その他 イ 利息費用否認 356,000 (加・留) ロ 減価償却超過額 (有形固定資産) 284,000 (加・留) ハ イ+ロ=640,000 (加)</p> <p>(3) 解答欄 (1)-(2)=2,560,000 (減)</p>	B	2,560,000 (減)

別表五 (一) I 利益積立金額

区分	①期首	②減	③増	④翌期首
資産除去債務	35,600,000	3,200,000	356,000	32,756,000
有形固定資産 (資産除去債務)	△4,350,000	△284,000		△4,066,000

(交際費等に関する申告調整)

(単位:円)

計算過程	ランク	解 答
<p>[資料] 9.について</p> <p>(1) 交際費等の損金不算入 ① 支出交際費 得意先・飲食 (4,500,000-1万円以下 2,300,000) +得意先・贈答 3,800,000+落成式 (取引先・飲食) 750,000 +落成式 (取引先・記念品) 240,000+ゴルフプレー代 1,600,000 +ゴルフ年会費 40,000+社内・懇親会 120,000=8,750,000</p> <p>② 支出接待飲食費損金算入基準額 {得意先・飲食 (4,500,000-1万円以下 2,300,000) +落成式 (取引先)・飲食 750,000} ×50% =1,475,000</p> <p>③ 損金不算入額 ①-②=7,275,000 (加・社)</p>	A	7,275,000 (加)

(注1) 式典の祭事のために通常要する費用 (措68の66(1)-18)

会社の何周年記念又は社屋新築記念における宴会費、交通費及び記念品代その他の費用は、交際費等の金額に含まれるが、進水式、起工式、落成式等の式典の祭事のために通常要する費用は、交際費等に該当しない。

(注2) 法人が支出したゴルフクラブの年会費等 (法基通9-7-13)

法人がゴルフクラブに支出する年会費、年決めのロッカー料その他の費用については、その入会金が資産として計上されている場合には交際費となり、その入会金が給与とされている場合には会員である特定の役員または使用人に対する給与となる。

(貸倒れに関する申告調整)

(単位:円)

計算過程	ランク	解 答
<p>[資料] 10.について</p> <p>(1) F社・貸付金</p> $\left. \begin{array}{l} ① \text{ 貸倒引当金認容 (戻入) } 8,000,000 \text{ (減・留)} \\ ② \text{ 貸付金計上漏れ } 8,000,000 \text{ (加・留)} \\ ③ \text{ 貸倒認定損} \\ \quad \text{再生計画認可決定による切捨て (法基通9-6-1)} \\ \quad \therefore 8,000,000 \text{ (減・留)} \\ ④ \text{ 調整額 差引計} = 8,000,000 \text{ (減)} \end{array} \right]$ <p>(2) G社・売掛金</p> <p>大法人であるため、税務上の貸倒引当金は設定できない。</p> $\therefore \text{貸倒引当金繰入額否認 } 6,000,000 \text{ (加・留)}$ <p>(3) 解答欄 (2)-(1)=2,000,000 (減)</p>	A	2,000,000 (減)

(税務修正仕訳)

F社

$\left. \begin{array}{ll} \text{(借方) 貸倒引当金 } 8,000,000 & \text{(貸方) 貸倒引当金戻入 } 8,000,000 \\ \text{(借方) 貸付金 } 8,000,000 & \text{(貸方) 貸付金計上漏れ } 8,000,000 \\ \text{(借方) 貸倒損失 } 8,000,000 & \text{(貸方) 貸付金 } 8,000,000 \end{array} \right]$

[問] 2.

(単位:円)

計算過程	ランク	解 答
<p>① 法人税額</p> $337,041,460 \rightarrow 337,041,000 \text{ (千円未満切捨て)}$ $337,041,000 \times 23.2\% = 78,193,512$	A	78,193,512
<p>② 差引確定法人税額</p> <p>イ 法人税額 78,193,512</p> <p>ロ 控除した源泉所得税等の額 673,860</p> <p>ハ 差引所得に対する法人税</p> $\text{イ-ロ} = 77,519,652 \rightarrow 77,519,600 \text{ (百円未満切捨て)}$ <p>ニ 差引確定法人税額</p> $\text{ハ-中間 } 42,553,300 = 34,966,300$	A	34,966,300

[問] 3.

(単位: 円)

計算過程	ランク	解答
① 退職給付に係る信託財産 増加 380,000,000 - 減少 80,000,000 = 300,000,000	B	300,000,000
② 資産除去債務 期首 35,600,000 - 減 3,200,000 + 増 356,000 = 32,756,000	C	32,756,000

(注 1) 税務上の調整仕訳 (国税庁 退職給付会計に係る税務上の取扱いについて)

(1) 退職給付費用の発生

(借方) 退職給付引当金 28,600,000 (貸方) 退職給付費用否認 28,600,000

(2) 退職金の支給

(借方) 退職給付引当金認容 15,000,000 (貸方) 退職給付引当金 15,000,000

(3) 退職給付信託の設定

(借方) 信託財産 (有価証券) 380,000,000 (貸方) 退職給付引当金 380,000,000

(借方) 信託設定益金不算入 80,000,000 (貸方) 信託財産 (有価証券) 80,000,000

別表五 (一) I 利益積立金額

区分	①期首	②減	③増	④翌期首
退職給付引当金	586,600,000	15,000,000 380,000,000	28,600,000	220,200,000
退職給付に係る 信託財産 (有価証券)	0	80,000,000	380,000,000	300,000,000

(注 2) 資産除去債務

別表五 (一) I 利益積立金額

区分	①期首	②減	③増	④翌期首
資産除去債務	35,600,000	3,200,000	356,000	32,756,000
有形固定資産 (資産除去債務)	△4,350,000	△284,000		△4,066,000

問題2 法人税

内 容	ランク	備 考
[問] (固定資産についての申告調整) [資料] 1. について	A	譲渡損益調整勘定繰入・戻入
[問] (寄附金についての申告調整) [資料] 2. について	A	地方公共団体・その他一般（債権放棄）

A…2か所 計2か所（×各2点=4点）

[問]

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
(固定資産についての申告調整) (1) 譲渡損益調整勘定繰入 固定資産売却益 8,520,000（減・留） (2) 譲渡損益調整勘定戻入 $(1) \times \frac{5,005,000^*}{35,000,000} = 1,218,360$ （加・留） ※ 譲受法人において償却費として損金の額に算入された金額 (3) 解答欄 (1)-(2)=7,301,640（減）	A	7,301,640（減）
(寄附金についての申告調整) (1) 支出寄附金の額 ① 国等・指定 2,000,000 ② その他（一般） 1,500,000 ③ 完全支配関係 6,000,000= ④ 計 ①+②+③=9,500,000 (2) 一般寄附金の損金算入限度額 ① 資本基準額 $120,000,000 \times \frac{2.5}{1,000} = 300,000$ ② 所得基準額 $38,000,000 \times \frac{2.5}{100} = 950,000$ ③ $(\text{①} + \text{②}) \times \frac{1}{4} = 312,500$ (3) 損金不算入額 ④ (1)-(1)-(2)=1,187,500 1,187,500+(1)-(3)=（加・社）	A	7,187,500（加）

問題3 所得税

[問]1.

内 容	ランク	備 考
(1) 事業所得の金額	A	生計一親族への対価、接待飲食費1万円超 青色申告特別控除
(2) 総合課税の配当所得の金額	A	申告不要（上場株式・少額）
(3) 総合課税の譲渡所得の金額	A	生活に通常必要な資産の売却（非課税） 内部通算
(4) 一時所得の金額	A	解約保険金

[問]2.

内 容	ランク	備 考
損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額 の合計額	B	生活に通常必要でない資産の譲渡損失

[問]3.

内 容	ランク	備 考
(1) 雑損控除の金額	B	生活に通常必要でない資産の損失
(2) 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、医療費控除の合計額	B	iDeCo 人間ドック、PCR検査（医師の指示）

A…4か所・B…3か所 計7か所（×各2点=14点）

[問] 1.

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
<p>(1) 事業所得の金額</p> <p>① 総収入金額 4,600,000</p> <p>② 必要経費</p> <p>イ アルバイト代 丙 生計一親族であるため必要経費不算入</p> <p>ロ 接待飲食費 360,000</p> <p>ハ その他 2,430,000</p> <p>ニ イ～ハの計=2,790,000</p> <p>③ 青色申告特別控除額</p> <p>電子申告あり ①-②>650,000 ∴ 650,000</p> <p>④ 事業所得の金額 ①-②-③=1,160,000</p>	A	1,160,000
<p>(2) 総合課税の配当所得の金額</p> <p>① 収入金額</p> <p>イ K社株式（上場） ∴ 申告不要選択</p> <p>ロ L社株式（非上場） 120,000>100,000 ∴ 120,000</p> <p>ハ M社株式（非上場） 80,000≤100,000 ∴ 申告不要選択</p> <p>ニ N社株式（上場外国法人・日本の証券会社を経由していない）</p> <p>総合課税と申告分離課税が選択できるが、問題指示により</p> <p>総合課税選択 130,000>100,000 ∴ 130,000</p> <p>ホ イ～ニの計=250,000</p> <p>② 負債の利子 0</p> <p>③ 配当所得の金額 ①-②=250,000</p>	A	250,000
<p>(3) 総合課税の譲渡所得の金額</p> <p>① 譲渡損益</p> <p>(総短) 金（地金） 5,250,000-2,400,000=2,850,000</p> <p>(総長) 会員権 3,500,000- (6,500,000+100,000) =△3,100,000</p> <p>※ 衣類の売却は「生活に通常必要な資産」の売却のため非課税</p> <p>② 内部通算</p> <p>2,850,000-3,100,000=△250,000 (総長)</p>	A	△250,000
<p>(4) 一時所得の金額</p> <p>① 総収入金額 生命保険解約返戻金 3,200,000</p> <p>② ①を得るために支出した金額 2,260,000</p> <p>③ 特別控除額 ①-②>500,000 ∴ 500,000</p> <p>④ 一時所得の金額 ①-②-③=440,000</p>	A	440,000

[問] 2.

(単位:円)

計算過程	ランク	解答
損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額 ① 経常所得グループ 事業所得 1,160,000 + 配当所得 250,000 + 給与所得 6,514,000 $= 7,924,000$ ② 謾渡・一時グループ 一時所得 $440,000 \times \frac{1}{2} = 220,000$ ※ ゴルフ会員権の譲渡損失は損益通算できない ③ 総所得金額等 ①+②=8,144,000	B	8,144,000

[問] 3.

(単位:円)

計算過程	ランク	解答
(1) 雜損控除の金額 ① 判定 乙 総所得金額等 当年中の収入なし \therefore 対象者 ② 損失の額 $2,950,000 - 9,000,000 \times 10\% = 2,050,000$ ※ 損失の額 イ 居住用家屋(甲) $8,500,000 < 9,000,000 \therefore 9,000,000$ $9,000,000 + 整理費用 500,000 - 保険金 8,000,000$ $= 1,500,000$ ロ 家財(甲) $1,200,000 > 1,000,000 \therefore 1,200,000$ ハ 絵画(甲) $250,000 \leq 300,000 \therefore 250,000$ ニ 宝石(乙) $320,000 > 300,000 \therefore 対象外 0$ ホ イ～ニの計=2,950,000 ③ $500,000 - 8,000,000 - 50,000 < 0 \therefore 0$ ④ ②>③ $\therefore ② 2,050,000$	B	2,050,000
(2) 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、医療費控除の合計額 ① 社会保険料控除 $1,275,700 + 202,300 = 1,478,000$ ② 小規模企業共済等掛金控除 iDeCo 276,000 ③ 医療費控除 イ 医療費の額 甲 PCR検査(医師の指示) 3,500 ※ 人間ドックは対象外 乙(同一生計) 85,000 丁(同一生計) 300,000 戊(同一生計) $350,000 - 150,000 + 22,300 = 222,300$ 合計=610,800 ロ イ-100,000※=510,800 $\therefore 9,000,000 \times 5\% > 100,000 \therefore 100,000$ ④ ①～③の計=2,264,800	B	2,264,800

問題4 消費税

内 容	ランク	備 考
(1) 課税標準額に対する消費税額	A	
(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額	A	非課税資産の輸出（国外預金利息）
(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額	A	非課税売上（社宅家賃、国内預金利息、株式売却収入、土地売却収入）
(4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	B	標準税率・軽減税率
(5) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額	B	課税売上割合は問題指示
(6) 個別対応方式による控除対象仕入税額	B	課税売上割合は問題指示

A…3か所 B…3か所 計6か所（×各2点=12点）

[問]

(単位：円)

計算過程	ランク	解 答
(1) 課税標準額に対する消費税額 ① 課税標準額（標準税率） 売上高 2,220,636,000 + 受取家賃 3,673,560 = 2,224,309,560 $2,224,309,560 \times \frac{100}{110} = 2,022,099,600$ → 2,022,099,000（千円未満切捨て） ② 課税標準額に対する消費税額 ① × 7.8% = 157,723,722	A	157,723,722
(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額 ① 国内課税売上高 2,022,099,600 ② 輸出免税売上高 583,000,000 ③ 非課税資産の輸出 国外預金利息 198,000 ④ ①～③の計 = 2,605,297,600	A	2,605,297,600
(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額 ① (2)の金額 2,605,297,600 ② 非課税売上高 イ 借上社宅・従業員負担 2,156,000 ロ 国内預金利息 33,000 ハ 株式売却収入 $4,620,000 \times 5\% = 231,000$ ニ 土地売却収入 22,000,000 ホ イ～ニの計 = 24,420,000 ③ ① + ② = 2,629,717,600	A	2,629,717,600
(4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 ① 課税資産の譲渡等にのみ要するもの イ 課税仕入れ（標準税率） 仕入高 2,079,000,000 + 通勤手当（営業部門）1,279,300 + 接待交際費（営業部門）(4,170,000 - 540,000) + 営業所家賃 22,000,000 + その他（営業）52,800,000 = 2,158,709,300	B	156,015,834

<p>口 課税仕入れ（軽減税率） 接待交際費（営業部門）540,000</p> <p>ハ 税額 (イ) 標準税率 イ×7.8/110=153,072,114 (ロ) 軽減税率 ロ×6.24/108=31,200 (ハ) 計=153,103,314</p> <p>② その他の資産の譲渡等にのみ要するもの イ 課税仕入れ（標準税率） 有価証券売却手数料 220,000+不動産仲介手数料 1,320,000 =1,540,000</p> <p>ロ 課税仕入れ（軽減税率） なし</p> <p>ハ 税額 (イ) 標準税率 イ×7.8/110=109,200 (ロ) 軽減税率 ロ×6.24/108=0 (ハ) 計=109,200</p> <p>③ 共通して要するもの イ 課税仕入れ（標準税率） 通勤交通費（本社部門）1,529,000 +接待交際費（本社部門）(1,590,000-270,000) +その他（本社部門）35,200,000 +本社1階空調撤去工事代金 1,265,000 =39,314,000</p> <p>ロ 課税仕入れ（軽減税率） 接待交際費（本社部門）270,000</p> <p>ハ 税額 (イ) 標準税率 イ×7.8/110=2,787,720 (ロ) 軽減税率 ロ×6.24/108=15,600 (ハ) 計=2,803,320</p> <p>④ 合計 イ 課税仕入れ（標準税率） 2,158,709,300+1,540,000+39,314,000=2,199,563,300</p> <p>ロ 課税仕入れ（軽減税率） 540,000+0+270,000=810,000</p> <p>ハ 税額 (イ) 標準税率 イ×7.8/110=155,969,034 (ロ) 軽減税率 ロ×6.24/108=46,800 (ハ) 計=156,015,834</p>		
<p>(5) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額 156,015,834×95%=148,215,042</p>	B	148,215,042
<p>(6) 個別対応方式による控除対象仕入税額 153,103,314+2,803,320×95%=155,766,468</p>	B	155,766,468

問題5 消費税

[問] 1.

内 容	ランク	備 考
消費税の納税義務の有無の判定	A	基準期間における課税売上高 (基準期間が1年に満たない法人)

[問] 2.

内 容	ランク	備 考
仕入控除税額に加算する消費税額	C	居住用賃貸建物に係る消費税

A…1か所 C…1か所 計2か所 (×各2点=4点)

[問] 1.

(単位:円)

計算過程	ランク	解 答
<p>消費税の納税義務の有無の判定</p> <p>() 期間における課税売上高が () 円であるため、課税事業者である。</p> <p>当課税期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日</p> <p>(1) 基準期間における課税売上高による判定</p> <p>令和4年8月1日～令和5年3月31日 (8ヶ月) 7,260,000</p> $7,260,000 \times \frac{12\text{月}}{8\text{月}} = 10,890,000 > 10,000,000$	A	(基準) 期間 (10,890,000) 円

※ 消費税テキスト 3-14 頁参照

[問] 2.

(単位:円)

計算過程	ランク	解 答
<p>仕入控除税額に加算する消費税額</p> <p>(1) 建物譲渡対価</p> $132,000,000 \times \frac{100}{110} = 120,000,000$ <p>(2) 調整期間の居住用賃貸用の賃貸収入</p> <p>30,000,000</p> <p>(3) 調整額</p> <p>① 居住用賃貸建物に係る消費税額</p> $165,000,000 \times \frac{7.8}{110} = 11,700,000$ <p>② ① $\times \frac{(1)}{(1)+(2)}$ = 9,360,000</p>	C	9,360,000

※ 消費税計算テキスト 6-54～55 頁参照